

北海道高等学校安全互助会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人北海道高等学校安全互助会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、北海道の高等学校及び中等教育学校の生徒の安全と健康の保持増進に関する活動を推進するとともに、学校管理下等の生徒及びPTA活動に参加するPTA会員等の災害に関する共済事業を行い、学校における諸活動の円滑な展開と、生徒の健全育成に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生徒の安全及び健康の保持増進に関する調査研究及び普及啓発事業
- (2) 生徒及びPTA等の災害等に関する共済事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第5条 設立者の名称及び住所並びにこの法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は次のとおりとする。

設立者 北海道高等学校PTA連合会
住 所 札幌市中央区北5条西6丁目1番第二北海道通信ビル
財 産 現金
価 額 300万円

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うための不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において基本財産として決議されたものとする。
- 3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、やむを得ず基本財産の一部を処分又は除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(準備金)

第7条 この法人が実施する共済事業における、PTA・青少年教育団体共済法施行規則第24条に定める準備金の額は、2億円とする。

- 2 前項に定める額に達するまで、毎事業年度の剰余金の5分の1以上を準備金として積み立てるものとする。
- 3 準備金は、共済事業における損失の填補に充てる場合を除き、これを取り崩すことは

できない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類及び監査報告は主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(剰余金の扱い)

第11条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に、評議員15名以上25名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議をもって行う。

(評議員の資格)

第14条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・一般財団法」という。）第65条第1項に規定する者は、評議員となることができない。

2 評議員は、この法人の理事及び監事を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員の欠員)

第 16 条 評議員は第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 17 条 評議員は無報酬とする。

2 評議員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 18 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 19 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) 準備金の取り崩しの承認
- (7) P T A・青少年教育団体共済法第 6 条第 1 項に規定する共済規程の設定、変更及び廃止
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、共済規程の変更のうち、軽微な事項及び次に掲げる事項については評議員会の決議を経ることを要しないものとする。

- (1) 関係法令の改正に伴う規定の整理
- (2) P T A・青少年教育団体共済法施行規則第 6 条第 3 号に掲げる事項の変更

(開催)

第 20 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度の終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時に開催する。

(招集)

第 21 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 22 条 評議員会の議長は、当該評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合に際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般社団・一般財団法第194条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

- 第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の設置)

- 第25条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 5名以上10名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、必要に応じ常務理事を置く。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・一般財団法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(役員の資格)

- 第27条 一般社団・一般財団法第65条第1項に規定する者は、理事又は監事となることができない。
- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した者の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員の欠員)

第31条 理事又は監事は第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

2 代表理事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選任された代表理事が就任するまで、なお、代表理事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員に対する報酬等)

第33条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事は有給とすることができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除)

第34条 この法人は、理事及び監事の一般社団・一般財団法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(4) 規則の制定、変更及び廃止

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事がこれにあたる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・一般財団法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した監事が記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条についても適用する。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功的不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が精算する場合において有する残余財産は、評議員会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て理事長が任免する。

4 前項以外の職員は理事長が任免する。

第11章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるものほか、この法人の運営に関して必要な事項は、一般社団
・一般財団法その他の法令により、理事会の決議により別に定める。

第12章 附則

(設立時評議員)

第47条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 下山春美、北代恵美子、佐藤公寿、小暮滝弘、
世木澤実、宮尾幸之助、工藤紳吉、前田敏行、
森 房明、天方智順、石川 誠、山崎浩之、
下川原隆、富田敏明、鎌田 到、伊藤陽司

(設立時理事・設立時監事)

第48条 この法人の設立時理事・設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 山本富造、村上義人、洞野博文、新井田寛、
宮川恒美、藤岡二朗、大村道子
設立時監事 野村光孝、蜂谷規彦、種田千草

(最初の事業年度)

第49条 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から平成27年3月31日までと
する。

以上、一般財団法人北海道高等学校安全互助会を設立するため、この定款を作成し、設
立者がこれに記名押印する。

平成26年7月24日

設立者 北海道高等学校PTA連合会
会長 山 本 富 造

法人設立日（札幌法務局登記日）

平成26年7月31日

附 則

平成27年6月13日一部改正（第25条）し、同日から施行する。

平成28年2月13日一部改正（第3条）し、同日から施行する。

令和2年6月20日一部改正（第25条）し、同日から施行する。